

社会教育事業の取扱いについて（その 1）

社会教育事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 15 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会教育事業の取扱いについて（その 1）

公民館の設置については、三重町中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の町村の中央公民館を地区公民館とする。なお、現在置かれている地区公民館については、生涯学習を推進する拠点として配置を含め新市において総合的に検討する。

開館時間については現行のとおりとする。

休館日については合併までに調整し合併時に統一する。

成人式については、開催時期を 8 月とし、開催会場はエイトピアおおのとする。対象者の要件及び実施内容については、合併までに調整し合併時に統一する。

平成 16 年 1 月 29 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会